

# 定 款

一般財団法人 好 仁 会

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人 好仁会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都文京区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、東京大学医学部における医学の研究を奨励助成し、同時に附属病院の患者の診療、看護等に必要な助成を行い職員学生の学事研修等に便宜を与え、もって医学の振興と社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ( 1 ) 医学研究の奨励及び助成事業
- ( 2 ) 大学病院運営助成事業
- ( 3 ) 患者に必要な支援、サービスの供与事業
- ( 4 ) 職員及び学生に対する福利厚生事業
- ( 5 ) 入院患者用食事供給事業
- ( 6 ) 保険薬局事業
- ( 7 ) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都内において行う。

## 第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理するものとし、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

( 1 ) 事業報告書

( 2 ) 事業報告の附属明細書

( 3 ) 貸借対照表

( 4 ) 損益計算書(正味財産増減計算書)

( 5 ) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け)

第 9 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き理事会及び評議員会において承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(剰余金)

第 10 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 4 章 評 議 員

### ( 評議員の設置 )

第 1 1 条 この法人に評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員会長とする。

### ( 評議員の選任及び解任 )

第 1 2 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法という）第 1 7 9 条から第 1 9 5 条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

( 1 ) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

( 2 ) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該地の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議員を除く）

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

特殊法人又は認可法人

3 評議員会長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、その旨を行政庁に遅滞なく届出る。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有す。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関する必要事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事、監事及び顧問の報酬等及び費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、掲げる事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(4) 残余財産の処分

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) 評議員、理事、監事及び顧問の報酬等の費用に関する規程

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催することができる。

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会長又は評議員会長が指名する者が、これにあたる。ただし、評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(評議員会の決議)

第20条 評議員会の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者について、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(評議員会報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

## 第 6 章 役員等

### （役員を設置）

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- （1）理事 3名以上7名以内
- （2）監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、理事のうち2名以内を同法91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。
- 4 理事長補佐のため業務執行理事のうち1名を常務理事とすることができる。

### （役員を選任）

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議により選任する。
- 3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### （理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。ただし、代表理事たる理事長の代表権に関わる職務権限を除く。
- 4 業務執行理事は、この法人の業務の一部を分担執行する。
- 5 常務理事及び業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

### （監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認

めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### （役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新に選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

第29条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

#### （役員に対する報酬等）

第30条 理事及び監事に対しては、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事、監事及び顧問の報酬等及び費用に関する規程による。

#### （責任の免除又は限定）

第31条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第113条の定める最低責任限度額とする。



(顧問の設置)

第32条 この法人に顧問2名を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応ずる

(2) 理事会からの諮問事項に対して参考意見を述べる

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。

5 顧問には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。

6 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事、監事及び顧問の報酬等及び費用に関する規程による。

## 第 7 章 理 事 会

(理事会の構成)

第33条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、常務理事及び業務執行理事の選任及び解任

(理事会の開催)

第35条 理事会は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上開催する。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において、出席した理事の中から互選により選出する。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

( 理事会決議の省略 )

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁記録等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

( 理事会報告の省略 )

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 6 項の規定による報告については適用しない。

( 理事会の議事録 )

第 41 条 理事会の議事については、法令の定めにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事及び監事が議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第 42 条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 12 条の規定の変更についても適用する。

( 解 散 )

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

( 残余財産の帰属 )

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が任免する。ただし、重要な職員については、理事会の決議を経て任免するものとする。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常時備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認可、許可等及び登記に関する書類
  - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - (5) 事業計画及び収支予算に関する書類
  - (6) 事業報告及び収支決算に関する書類
  - (7) 公益目的支出計画実施報告に関する書類
  - (8) 監査報告に関する書類
  - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告ができないときは官報に掲載する。

## 第 11 章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は小山 五朗とする。
- 3 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。  
門 脇 孝  
大 内 尉 義  
小見山 智恵子  
佐々木 順 三  
志 茂 弘 明  
佐 藤 國 雄
- 4 この法人の最初の理事は次に掲げる者とする。  
小 山 五 朗  
村 澤 彰  
石 川 光 治  
川 崎 達 也  
榮 木 実 枝
- 5 この法人の最初の監事は次に掲げる者とする。  
成 田 眞  
吉 田 道 子
- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 別 表

### 基本財産（第8条関係）

財 産 種 別	金 額 等
利付国債（5年） 第86回	50,000,000円